○農林水産省告示第千四百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年九月二十日

農林水産大臣　齋藤　健

一　(一)　保安林の所在場所　山口県山口市徳地鯖河内字ひへ田六四八から六五一まで、字ふたかけ六五七の二、六六七、字稗田七九七（次の図に示す部分に限る。）、七九五、七九六の一、七九八、七九九、字下蓋懸八二二、八二三の一、八二三の二、徳地柚木字四ノ谷一一五〇から一一五五まで、一一五三第一から一一五三第九まで、一一五七の一

(二)　指定の目的　水源の涵養（かん）

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択抜による。

字四ノ谷一一五四・一一五七の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　保安林の所在場所　山口県山口市下小鯖字岡河内一九九三、一九九四、一九九五の一、一九九六、一九九七の一、一九九八、四四四九、字魚売ケ浴二〇〇六、岩国市錦町府谷字朽舟一四三二の一、一四三二の二、一四三三、字中の迫一四三七の一、二四三〇、二四三〇の一、二四三一、二四三五の一、二四三五の二、二四三七、二四四二、字石橋一四四三、一四四四、一四四七、一四四九、一四五一、一四五三の一、一四五三の二、一四五四、一四五五、二四四七、二四四八、二四五三の一、二四五三の二、二四五四、二四五五、二四五八、字段原一四七三、一四八〇、一四八一、一四八四から一四八九まで、一四九九、一五〇四、一五〇七、字垰の尾一六三〇、一六三一、一六三三、一六三四、一六四四、一六四六、三四五一、字迫一六五二、一六五三の一、一六五四、一六五七、一六五八、一六六〇の一、一六六〇の二、一六六一、一六六三の一、一六六三の二、一六六七、一六六九から一六七一まで、三四五二、字道切二三九七の二、字口舟二四一八から二四二一まで、字上の空二四六三の二、二四六五

(二)　指定の目的　土砂の流出の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字岡河内一九九七の一・一九九八・四四四九・字垰の尾一六四〇・一六四四・一六四六・字迫一六五四・一六五七・一六五八（以上九筆について次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(一)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び塩谷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年九月二十日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　栃木県塩谷郡塩谷町大字船生字坊ケ入山七五〇四の二、七五〇四の四、七五〇六の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び塩谷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年九月二十日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　愛媛県四国中央市富郷町豊坂乙一一四（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び四国中央市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年九月二十日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　福岡県筑紫野市大字天山二五五、二五六

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

大字天山二五五・二五六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び筑紫野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年九月二十日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　福岡県八女市黒木町笠原字柏木浦九三四八・九三五一の二・九三五一の五・九三五二・九三九二の二・九三九三・九四〇〇（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字柏木浦九三四八・九三五一の二・九三五一の五・九三五二・九三九二の二・九三九三・九四〇〇（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年九月二十日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　福岡県八女市黒木町笠原字小スダ二八七六の一、二八七七の一、二九四七、二九五五の一、二九五六、字小峯二九七〇・二九七四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二九七三、字高峯三〇六三の一（次の図に示す部分に限る。）、字東頭割八七七八の一、八七七九の一、八七八〇